

水道料金(基本料金)を免除します

問合せ 上下水道課 上水道担当 ☎0495-77-3781 FAX0495-77-1491

物価高騰等が継続している中、経済的な負担増に直面している町民・事業者の皆様を支援するため、水道料金の基本料金を免除します。

今回の基本料金の免除については、申請等の手続きは不要です。水道料金の請求時に基本料金を差し引いて請求します。

【対象】

町と水道使用の契約をしている方（公共機関は対象外）

【免除内容】

水道料金の基本料金2期分を免除します

基本料金 1,320円/月 × 4か月(2期分) = 5,280円(税込み)

【対象期間】

偶数月検針区(4月・6月の2期分)

肥土、関口、元阿保、元原、熊野堂、原新田、植竹、中新里、八日市、四軒在家、下阿久原、上阿久原、矢納

奇数月検針区(5月・7月の2期分)

小浜、新宿、渡瀬、池田、二ノ宮、貫井、新里

神川町スポーツ少年団団員募集

問合せ 生涯学習課 生涯スポーツ担当 ☎0495-77-4651 FAX0495-77-5066

神川町スポーツ少年団には、球技5種目・武道2種目の合計7団体があり、日々活動に励んでいます。

また、各団体の活動以外にチャレンジランキング大会や駅伝競走大会等の、全団参加のレクリエーションイベントも開催しています。

見学、体験は随時行っておりますので、ぜひ一度足を運んでみてください。（都合により、下記の曜日や場所で活動をしていない場合もありますので、見学・体験の際は生涯学習課までお問合せください。）

団体名	活動日	活動場所
ミニバスケットボール	火・木:午後6時30分～8時30分 土:午前9時～正午	火・木:丹荘小学校体育館 土:海洋センター体育館
パルフェ(サッカー)	土・日:午前9時～正午 その他ナイター練習あり	町営グラウンドサッカー場(クレイコート)、学校校庭
少年野球	土:午前8時30分～午後3時30分 日:午前8時30分～午後1時	町営グラウンド野球場B(北側)
JVC(バレー)	水:午後7時～9時 土:午後1時～5時	海洋センター体育館
ドリームショット(バドミントン)	水:午後7時～9時 土:午前9時～正午	水:神川中学校体育館 土:丹荘小学校体育館
少林寺拳法	月・金:午後7時～8時30分	海洋センター体育館
神武館空手道	火・木:午後7時～8時30分	海洋センター体育館

大型連休期間のごみの収集・小山川クリーンセンターの受け入れ

問合せ 防災環境課 環境担当 ☎0495-77-2124 FAX0495-77-3915

春の大型連休期間は、通常通りごみの収集を行います。詳しくは裏表紙「くらしのカレンダー」をご覧ください。また、小山川クリーンセンターへごみの自己搬入についても通常通り受け入れを行います。

【受入時間】 午前8時40分～正午、午後1時～4時30分※土曜日、日曜日を除く(祝日は受け入れを実施)

4 月					5 月					
26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6
土	日	月	火・祝	水	木	金	土・祝	日・祝	月・祝	火・振
×	×	○	○	○	○	○	×	×	○	○

○:受入 ×:休み

小山川クリーンセンターからのお願い

春の大型連休期間はクリーンセンターへ直接ごみを持ち込む方が多く、大変混雑します。自己搬入する場合は、可能な限り大型連休期間を避けてご利用をお願いします。

くらしの110番 新聞の購読契約トラブルに注意！

問合せ 経済観光課 商工観光担当 ☎0495-77-0703 FAX0495-77-3915

訪問販売での契約は、契約書を受け取ってから8日以内はクーリング・オフができます。

さらに「新聞購読契約に関するガイドライン」では以下のような場合には、途中解約ができると定められています。

- 規定を超える景品類の提供があった場合
- 購読者の死亡や、購読が困難になる病気・入院・転居など解約が合理的だと考えられる場合
- 強引な勧誘や誤解を招く説明など不適切な勧誘による契約をした場合
- 基準を超える長期間の契約をした場合
- 認知症などで判断力が十分でない状態で契約した場合
- 本人や配偶者以外の名前で契約した場合
- 未成年者が契約した場合

また、規定の上限を超える景品類の提供があった場合でも、解約時に景品類の返還を求めてはならないと定められています。

【事例】

インターフォンが鳴ったのでドアを開けると、米5キロ、ビール4本、ティッシュペーパー5箱など、大量の景品を突然置かれ、新聞の購読を勧誘された。断り切れず3か月間の購読契約をしてしまったが解約したい。

消費者へのアドバイス

- ①突然の訪問にはドアを開ける前に事業者名や用件を確認し、不要な勧誘であればきっぱりと断りましょう。
- ②契約する場合は今後の健康状態や経済状況を考慮し、必要以上の長期間や数年先から購読開始となるような契約は避けましょう。また、契約内容をよく確認し、契約の控えを保管しておきましょう。

▼困った時には、お近くの消費生活センター等にご相談ください。

消費者ホットライン ☎188（いやや） 埼玉県消費生活支援センター熊谷 ☎048-524-0999